

令和4年6月23日
厚生労働省保険局調査課

平成30年度国民健康保険事業年報 正誤表

標記につきまして、一部のデータ等に誤りがあったため、以下の数値を修正いたします。

ホームページ掲載のファイルは、修正後のデータに差し替えております。

以下に掲げる表の数値を、別紙のとおり訂正(変更箇所を抜粋)。

【事業概況】

- ・表 21 財政状況(市町村国保)

【事業概況】 表 21 財政状況(市町村国保)

【誤】

表21 財政状況（市町村国保）

科 目			平成29年度			平成30年度			全体の 対前年度 増減額	全体の 対前年度 伸び率
			全体	(再掲)		全体	(再掲)			
				医療給付分	介護分		医療給付分	介護分		
収入	単年度収入	保 険 料 (税)	億円 27,792	億円 25,517	億円 2,275	億円 26,713	億円 24,526	億円 2,187	億円 ▲1,078	% ▲3.9
		国 庫 支 出 金	33,591	30,902	2,689	34,534	32,086	2,448	943	2.8
		療 養 給 付 費 等 交 付 金	1,840	1,840	-	624	624	-	▲1,217	▲66.1
		前 期 高 齢 者 交 付 金	37,556	37,556	-	36,403	36,403	-	▲1,153	▲3.1
		都 道 府 県 の 支 出 金	11,349	10,617	731	11,157	10,359	798	▲192	▲1.7
		市 町 村 の 一 般 会 計 繰 入 金 (法 定 分)	4,663	4,533	131	4,671	4,544	127	8	0.2
		支 出 金 一 般 会 計 繰 入 金 (法 定 外)	2,540	-	-	1,910	-	-	▲629	▲24.8
		共 同 事 業 交 付 金	33,718	33,718	-	107	107	-	▲33,611	▲99.7
		直 診 勘 定 繰 入 金	1	1	-	1	1	-	▲0	▲37.0
		そ の 他	510	-	-	127,328	124,485	2,843	126,818	24,859.8
		小 計	153,559	-	-	243,448	-	-	89,888	58.5
		基金繰入金 (取崩)金	409	-	-	357	-	-	351	85.9
		(前年度からの)繰越金	3,672	-	-	4,768	-	-	1,096	29.9
		市町村債	24	-	-	17	-	-	▲7	▲29.6
		財政安定化基金貸付金返還金	-	-	-	-	-	-	-	-
		収入合計(収入総額)	157,664	-	-	248,992	-	-	91,329	57.9
支出	単年度支出	総 務 費	2,030	-	-	1,910	-	-	▲120	▲5.9
		保 険 給 付 費	90,069	90,069	-	87,966	87,966	-	▲2,103	▲2.3
		後 期 高 齢 者 支 援 金	16,595	16,595	-	15,954	15,954	-	▲641	▲3.9
		前 期 高 齢 者 納 付 金	61	61	-	68	68	-	7	11.4
		介 護 納 付 金	6,337	-	6,337	5,757	-	5,757	▲580	▲9.2
		保 健 事 業 費	1,123	1,123	-	1,134	1,134	-	11	1.0
		共 同 事 業 拠 出 金	33,695	33,695	-	107	107	-	▲33,588	▲99.7
		直 診 勘 定 繰 出 金	81	81	-	78	78	-	▲3	▲4.3
		そ の 他	1,262	1,256	6	129,190	126,340	2,850	127,929	10,140.0
		小 計	151,253	-	-	242,164	-	-	90,911	60.1
		基金積立金	879	-	-	315	-	-	1,030	117.2
		(前年度繰上充用(欠損補填)金)	657	-	-	281	-	-	▲376	▲57.3
		公 債 費	13	-	-	8	-	-	▲5	▲36.3
		財政安定化基金貸付金	-	-	-	17	-	-	-	-
		支出合計(支出総額)	152,801	-	-	244,378	-	-	91,577	59.9
		収支差引額	収 支 差 引 合 計 額 (収 入 総 額 - 支 出 総 額)		4,862			4,614		
単 年 度 収 支 差 引 額 A			2,306			1,284			▲1,023	▲44.3
国 庫 支 出 金 精 算 額 等 B			▲1,004			189			1,193	▲118.8
精 算 後 単 年 度 収 支 差 引 額 A+B			1,302			1,472			171	13.1
決算等補てんのための一般会計繰入金 C			1,751			1,258			▲494	▲28.2
決算等補てんのための一般会計繰入金を除いた場合の 精 算 後 単 年 度 収 支 差 引 額 A+B-C			▲450			215			664	▲147.7
基 金 積 立 金 等			6,725			10,705			3,979	59.2

(注1) 端数の関係上、合計及び収支差がずれることがある。

(注2) 数値は、市町村の国保特別会計と都道府県の国保特別会計の合計額であり、市町村及び都道府県から報告のあった決算額を基に作成している。

(注3) 前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金及び老人保健拠出金（平成29年度まで）については、当年度概算額と前々年度精算額を加えたものとなっており、平成28年度の精算は平成30年度に、平成29年度の精算は平成31年度にそれぞれ行われる。

(注4) 「精算後単年度収支差引額」とは、当該年度の実質的な収支を見るために、単年度収支差に国庫支出金精算額等を加えたものであり、「国庫支出金精算額等」とは、療養給付費負担金及び療養給付費交付金に係る前年度の精算額を控除し、翌年度に行われる当該年度の精算額を加えた額である。

(注5) 「基金積立金等」とは、当年度末における純資産に当年度の国庫拠出金・療養給付費交付金に係る精算額を加えたものである。

ただし、純資産は以下のように計算している。

＊純資産＝（基金等保有額＋次年度への繰越金＋貸付金等＋その他の資産）

－（繰上充用金（当年度赤字額）＋当年度末市町村債残高＋その他の負債）

なお、平成30年度には、新たに都道府県における基金積立金等を合計している。

(注6) 医療給付分と介護分を分けられない科目を仮にすべて医療給付分とした場合、精算後単年度収支差引額は平成30年度で1677億円となる。

(注7) 一般会計繰入金（法定分）のうち、保険基盤安定（保険者支援分）及び保険基盤安定（保険料軽減分）については、

国、都道府県、市町村のそれぞれの負担割合に応じ、国庫支出金、都道府県支出金に振り分けている。

(注8) 一般会計繰入金（法定外）については、①決算補てん等目的分と②それ以外分に分類される。

①は主に決算の補てんや保険料の負担緩和等に充てることを目的としている。

②は主に保健事業や事務費に充てることを目的としている。

(注9) 都道府県特別会計の単年度収支から国庫支出金精算額を控除した、精算後単年度収支差引額は平成30年度で551億円である。

(注10) 平成30年度の「その他」には、市町村と都道府県の特別会計間での出納にかかる額及び市町村における国庫支出金等の前年度精算額が含まれる。

(注11) 「市町村債」及び「公債費」は市町村に、「財政安定化基金貸付金返還金」及び「財政安定化基金貸付金」は都道府県にかかる科目である。

【正】

表21 財政状況（市町村国保）

科 目			平成29年度			平成30年度			全体の 対前年度 増減額	全体の 対前年度 伸び率	
			全体	(再掲)		全体	(再掲)				
				医療給付分	介護分		医療給付分	介護分			
入	単年度収入	保 険 料 (税)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	
		国 庫 支 出 金	27,792	25,517	2,275	26,713	24,526	2,187	▲1,078	▲3.9	
		療 養 給 付 費 等 交 付 金	33,591	30,902	2,689	34,534	32,086	2,448	943	2.8	
		前 期 高 齢 者 交 付 金	1,840	1,840	-	624	624	-	▲1,217	▲66.1	
		都 道 府 県 の 支 出 金	37,556	37,556	-	36,403	36,403	-	▲1,153	▲3.1	
		市町村の一般会計繰入金(法定分)	11,349	10,617	731	11,157	10,359	798	▲192	▲1.7	
		支出金一般会計繰入金(法定外)	4,663	4,533	131	4,671	4,544	127	8	0.2	
		共 同 事 業 交 付 金	2,540	-	・	1,910	・	・	▲629	▲24.8	
		直 診 勘 定 繰 入 金	33,718	33,718	-	107	107	-	▲33,611	▲99.7	
		そ の 他	1	1	-	1	1	-	▲0	▲37.0	
		小 計	510	・	・	127,328	124,485	2,843	126,818	24,859.8	
		基金繰入金(取崩)金	153,559	・	・	243,448	・	・	89,888	58.5	
		財政安定化基金繰入金	409	・	・	357	・	・	351	85.9	
		(前年度からの)繰越金	403	・	・	4768	・	・	1,096	29.9	
		市町村債	24	・	・	17	・	・	▲7	▲29.6	
		財政安定化基金貸付金返還金	・	・	・	-	・	・	・	・	
		収入合計(収入総額)	157,664	・	・	248,992	・	・	91,329	57.9	
出	単年度支出	総 務 費	2,030	・	・	1,910	・	・	▲120	▲5.9	
		保 険 給 付 費	90,069	90,069	-	87,966	87,966	-	▲2,103	▲2.3	
		後 期 高 齢 者 支 援 金	16,595	16,595	-	15,954	15,954	-	▲641	▲3.9	
		前 期 高 齢 者 納 付 金	61	61	-	68	68	-	7	11.4	
		介 護 納 付 金	6,337	-	6,337	5,757	-	5,757	▲580	▲9.2	
		保 健 事 業 費	1,123	1,123	-	1,134	1,134	-	11	1.0	
		共 同 事 業 拠 出 金	33,695	33,695	-	107	107	-	▲33,588	▲99.7	
		直 診 勘 定 繰 出 金	81	81	-	78	78	-	▲3	▲4.3	
		そ の 他	1,262	1,256	6	129,190	126,340	2,850	127,929	10,140.0	
		小 計	151,253	・	・	242,164	・	・	90,911	60.1	
		基金積立金	財政安定化基金積立金	879	・	・	315	・	・	1,030	117.2
		そ の 他	657	・	・	1,593	・	・	・	・	
		前年度繰上充用(欠損補填)金	13	・	・	281	・	・	▲376	▲57.3	
		公債費	・	・	・	8	・	・	▲5	▲36.3	
		財政安定化基金貸付金	・	・	・	17	・	・	・	・	
		支出合計(支出総額)	152,801	・	・	244,378	・	・	91,577	59.9	
		収支差引額	収 支 差 引 合 計 額 (収入総額 - 支出総額)		4,862			4,614			▲249
単 年 度 収 支 差 引 額			A 2,306			1,284			▲1,023	▲44.3	
国庫支出金精算額等			B ▲1,004			189			1,193	▲118.8	
精 算 後 単 年 度 収 支 差 引 額			A+B 1,302			1,472			171	13.1	
決算等補てんのための一般会計繰入金			C 1,752			1,261			▲491	▲28.0	
決算等補てんのための一般会計繰入金を除いた場合の 精 算 後 単 年 度 収 支 差 引 額			A+B-C ▲450			212			662	▲147.1	
基 金 積 立 金 等			6,725			10,705			3,979	59.2	

(注1) 端数の関係上、合計及び収支差がずれることがある。

(注2) 数値は、市町村の国保特別会計と都道府県の国保特別会計の合計額であり、市町村及び都道府県から報告のあった決算額を基に作成している。

(注3) 前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金及び老人保健拠出金（平成29年度まで）については、当年度概算額と前々年度精算額を加えたものとなっており、平成28年度の精算は平成30年度に、平成29年度の精算は平成31年度にそれぞれ行われる。

(注4) 「精算後単年度収支差引額」とは、当該年度の実質的な収支を見るために、単年度収支差に国庫支出金精算額等を加えたものであり、「国庫支出金精算額等」とは、療養給付費負担金及び療養給付費交付金に係る前年度の精算額を控除し、翌年度に行われる当該年度の精算額を加えた額である。

(注5) 「基金積立金等」とは、当年度末における純資産に当年度の国庫拠出金・療養給付費交付金に係る精算額を加えたものである。

ただし、純資産は以下のように計算している。

＊純資産＝（基金等保有額＋次年度への繰越金＋貸付金等＋その他の資産）

－（繰上充用金(当年度赤字額)+当年度末市町村債残高+その他の負債）

なお、平成30年度には、新たに都道府県における基金積立金等を合計している。

(注6) 医療給付分と介護分を分けられない科目を仮にすべて医療給付分とした場合、精算後単年度収支差引額は平成30年度で1677億円となる。

(注7) 一般会計繰入金（法定分）のうち、保険基盤安定（保険者支援分）及び保険基盤安定（保険料軽減分）については、国、都道府県、市町村のそれぞれの負担割合に応じ、国庫支出金、都道府県支出金に振り分けている。

(注8) 一般会計繰入金（法定外）については、①決算補てん等目的分と②それ以外分に分類される。

①は主に決算の補てんや保険料の負担緩和等に充てることを目的としている。

②は主に保健事業や事務費に充てることを目的としている。

(注9) 都道府県特別会計の単年度収支から国庫支出金精算額を控除した、精算後単年度収支差引額は平成30年度で551億円である。

(注10) 平成30年度の「その他」には、市町村と都道府県の特別会計間での出納にかかる額及び市町村における国庫支出金等の前年度精算額が含まれる。

(注11) 「市町村債」及び「公債費」は市町村に、「財政安定化基金貸付金返還金」及び「財政安定化基金貸付金」は都道府県にかかる科目である。